

# 水巻町の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (24年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 23年度の人件費率
24年度	人 29,598	千円 9,576,837	千円 545,873	千円 1,175,232	% 12.3	% 14.8

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

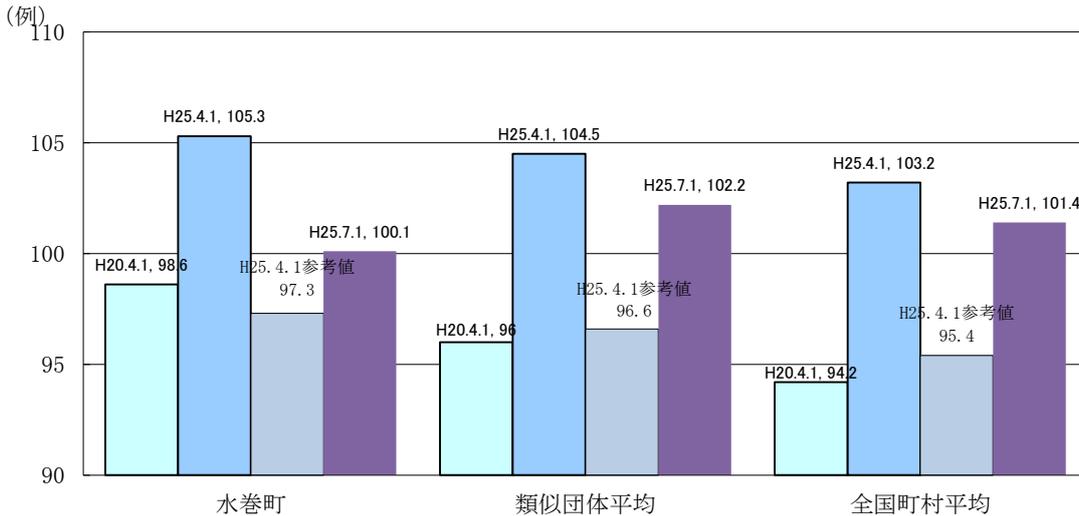
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤続手当 千円	計 B 千円		
24年度	人 142	千円 509,021	千円 79,319	千円 183,362	千円 771,702	千円 5,434	千円 5,691

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、平成24年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含まない。

### (3) 特記事項（給与減額の状況）

区分	削減措置	実施期間	内容	備考
特別職 町長	給料月額の変額	平成22年1月1日から平成25年11月13日まで	給料月額を30%減額 平成22年4月のみ35%減額	
		平成26年1月1日から平成26年3月31日まで	給料月額を8%減額(国の要望等による減額)	
特別職 副町長 教育長	給料月額の変額	平成21年4月1日から平成25年6月30日まで	給料月額を副町長3%、教育長2%減額	
		平成25年7月1日から平成26年3月31日まで	給料月額を8%減額(国の要望等による減額)	
一般職	給料月額の変額	平成23年4月1日から平成25年6月30日まで	給料月額を2.5%減額	ラスパイレス指数H25.4.1 105.3 (参考値 97.3)
		平成25年7月1日から平成26年3月31日まで	給料月額を一般職給料表3級から6級適用者7.77%、1級から2級適用者4.77%、単純労務職給料表4級から5級適用者7.77%、1級から3級適用者4.77%、再任用職員2.5%それぞれ減額(国の要望による減額)	ラスパイレス指数 H25.7.1 100.1

### (4) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の給料月額を100として計算した指数。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。  
 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成25年4月1日現在）

### 1 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
水巻町	39.8 歳	305,100 円	352,051 円	331,304 円
福岡県	43.1 歳	338,907 円	424,212 円	376,262 円
国	43.1 歳	307,220(332,446) 円	- 円	376,257(405,463) 円
類似団体	42.5 歳	318,183 円	372,035 円	349,189 円

### 2 技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
水巻町	47.7 歳	312,000 円	332,121 円	325,650 円
福岡県	50.6 歳	333,270 円	388,918 円	365,556 円
国	49.9 歳	272,119(286,850) 円	- 円	309,534(325,400) 円
類似団体	49.8 歳	289,569 円	315,862 円	305,687 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもので算出している）

3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額」（国ベース）の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値（減額前）である。

### (2) 職員の初任給の状況（平成25年4月1日現在）

区 分		水巻町	福岡県	国
一般行政職	大 学 卒	172,200 円	178,800 円	163,987(172,200) 円
	高 校 卒	144,500 円	144,500 円	133,418(140,100) 円
技能労務職	高 校 卒	137,200 円	137,500 円	-

※ 水巻町の実際の支給額は平成23年特例条例により2.5%減額した額です。

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による減額措置がないとした場合の値（減額前）である。

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成25年4月1日現在）

区 分		経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上25年未満
一般行政職	大 学 卒	284,900 円	332,800 円	362,700 円
	高 校 卒	該当者なし	281,700 円	334,300 円
技能労務職	高 校 卒	該当者なし	該当者なし	291,100 円

※ 経験年数とは、卒業後直ちに採用された場合は採用後の年数を、採用前に民間などに勤務した

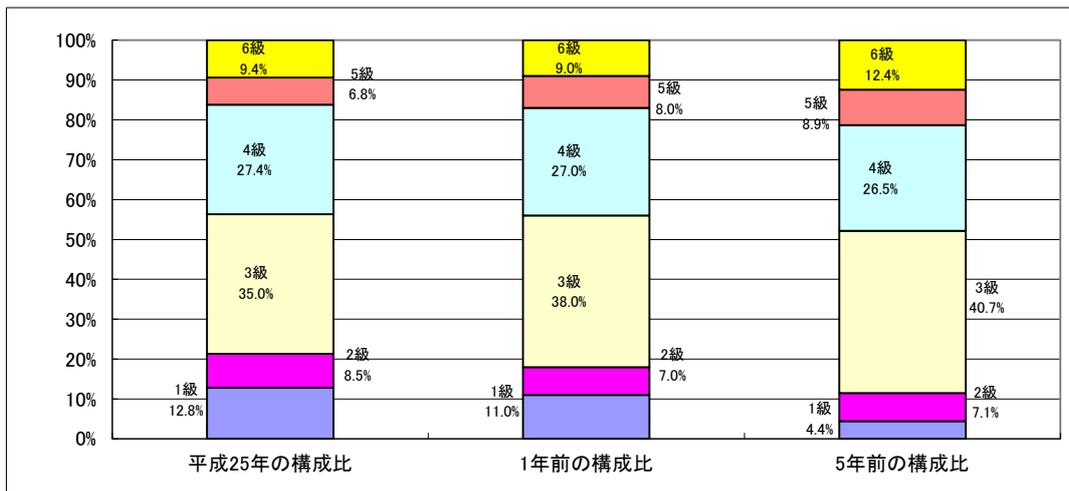
経験がある場合は、その期間を換算し、採用後の年数に換算した年数をいいます。

※ 平成25年度地方公務員給与実態調査に基づくものです。

### 3 一般行政職の級別職員数の状況（平成25年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号級の給料月額
1級	定期的な業務を行う主事の職務	15人	12.8%	135,600円	243,700円
2級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務	10人	8.5%	185,800円	307,800円
3級	主任の職務	41人	35.0%	222,900円	358,700円
4級	係長及び主査の職務	32人	27.4%	261,900円	399,500円
5級	会計管理者、課長、主幹（これに相当する職を含む。）及び課長補佐の職務	8人	6.8%	289,200円	404,600円
6級	会計管理者、課長、主幹（これに相当する職を含む。）の職務	11人	9.4%	320,600円	426,600円

- (注) 1 水巻町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

### 4 職員の手当の状況

#### (1) 期末手当・勤勉手当

水巻町	福岡県	国
1人当たり平均支給額(平成24年度) 1,326千円	1人当たり平均支給額(平成24年度) 1,540千円	—
(平成24年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(平成24年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(平成24年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

#### (2) 退職手当（平成25年4月1日現在）

水巻町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.030月分	28.7875月分	勤続20年	23.030月分	28.7875月分
勤続25年	32.830月分	38.9550月分	勤続25年	32.830月分	38.9550月分
勤続35年	46.550月分	55.8600月分	勤続35年	46.550月分	55.8600月分
最高限度額	55.860月分	55.8600月分	最高限度額	55.860月分	55.8600月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 2~20%加算)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 2~20%加算)		
1人当たり平均支給額	25,968千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成24年度に退職した職員に支給された平均額である。

#### (3) 地域手当

平成21年度より廃止

#### (4) 特殊勤務手当

平成18年度より廃止

## (5) 時間外勤務手当

支給実績（平成24年度決算）	30,722 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	274 千円
支給実績（平成23年度決算）	31,128 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）	278 千円

## (6) その他の手当（平成25年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （平成24年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （平成24年度決算）
扶養手当	配偶者13,000円、他の扶養親族6,500円、配偶者無扶養の第1子は11,000円。満15歳に達する日後の最初の年度始め～満22歳に達する日以後の年度末までの子1人につき、5,000円加算。	同じ	—	14,037 千円	194,965 円
住居手当	借家 借家などの住居にかかる費用を負担している職員に対して月額27,000円を限度に支給。 持家 住居を所有する世帯主である職員に対して月額3,000円を支給。	一部異なる	持家 国は、持家に対しての支給なし	12,614 千円	151,980 円
通勤手当	交通機関利用者 交通機関を利用している職員に対してはその運賃等に応じ、最高55,000円を限度に支給。 交通用具利用者 自家用車等を利用している職員に対しては、その通勤距離に応じ、月額3,600円～9,100円を支給。	一部異なる	交通機関利用は同じ。 交通用具利用者は、使用距離に応じて、月額2,000円～20,900円を支給。	7,771 千円	66,988 円
管理職手当	課長・主幹職 月 給料月額15% 課長補佐職 月 給料月額11%			14,097 千円	612,934 円

## 6 特別職の報酬等の状況（平成25年4月1日現在）

区分	給料	月額	
		額	等
給料	市区町村長	536,200 円	(参考)類似団体における最高/最低額 904,000 円 / 383,500 円
	副町長	603,340 円	750,000 円 / 311,500 円
	教育長	580,000 円	- 円 / - 円
		( ) 円	
報酬	議長	336,000 円	486,500 円 / 227,000 円
	副議長	298,000 円	419,300 円 / 182,000 円
	議員	279,000 円	390,000 円 / 157,000 円
期末手当	市区町村長	(平成24年度年度支給割合)	
	副町長 教育長	2.95 月分 特別職加算 20%	
退職手当	議長	(平成24年度支給割合)	
	副議長 議員	2.95 月分 特別職加算 20%	
備考	市区町村長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副町長	給料月額(536,200円)×在職年数×5.1	10,938,480円 (任期ごと)
	教育長	給料月額(622,000円)×在職年数×3	7,464,000円 (任期ごと)
		給料月額(580,000円)×在職年数×2.7	6,264,000円 (任期ごと)

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 7 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

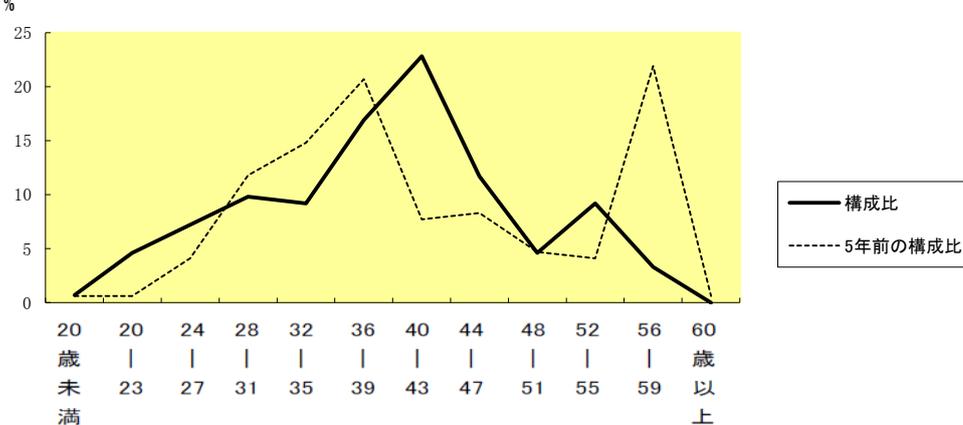
区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成24年	平成25年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	3	3	5	機構改革に伴う業務増等
		総務企画	37	42	△ 1	
		税務	12	11	2	部門変更による増等
		民生	22	24	1	
衛生		11	12	1	退職に伴う減	
農林水産		2	2	1		
商工		1	2	2		
土木		23	25	2		
	計	111	121	10	<参考> 人口1万人当たり職員数 40.88 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 51.41 人)	
	教育部門	26	22	△ 4	退職不補充による減等	
	小 計	137	143	6	<参考> 人口1万人当たり職員数 4.83 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 67.51 人)	
公営企業会計等部門	水道	4		△ 4	水道事業の北九州統合による減	
	その他	11	11			
	小 計	15	11	△ 4		
合 計		152	154	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 52.03 人	
		[ 206 ]	[ 206 ]	[ ]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

### (2) 年齢別職員構成の状況 (平成25年4月1日現在)

(例)



区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳以上	計
職員数	1人	7人	11人	15人	14人	26人	35人	18人	7人	14人	5人	0人	153人

### (3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	20年	21年	22年	23年	24年	25年	過去5年間の増減数 (率)	
一般行政	115	116	115	115	111	121	6	(5.2)
教育	38	34	30	27	26	22	△ 16	(△ 42.1)
普通会計	153	150	145	142	137	143	△ 10	(△ 6.5)
公営企業会計	17	15	15	15	15	11	△ 6	(△ 35.3)
総合計	170	165	160	157	152	154	△ 16	(△ 9.4)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

## 8 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業 1 職員給与費の状況

#### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成23年度の総費用に占 める職員給与費比率
平成 24年度	千円 402,826	千円 △57,014	千円 13,919	% 3.5	% 6.0

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成 24年度	人 4	千円 6,898	千円 2,163	千円 2,441	千円 11,502	千円 2,876

(参考) 団体平均 一人当たり給与費
千円 6,258

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、平成24年9月30日現在の人数である。

#### イ 特記事項（給与減額の状況）

区分	削減措置	実施期間	内容
特別職 町長	給料月額減額	平成22年1月1日から 平成25年11月13日まで	給料月額を30%減額 平成22年4月のみ 35%減額
		平成26年1月1日から 平成26年3月31日まで	給料月額を8%減額(国の要望等による減 額)
特別職 副町長 教育長	給料月額減額	平成21年4月1日から 平成25年6月30日まで	給料月額を副町長3%、教育長2%減額
		平成25年7月1日から 平成26年3月31日まで	給料月額を8%減額(国の要望等による減 額)
一般職	給料月額減額	平成23年4月1日から 平成25年6月30日まで	給料月額を2.5%減額
		平成25年7月1日から 平成26年3月31日まで	給料月額を一般職給料表3級から6級適用者 7.77%、1級から2級適用者4.77%、単純労務 職給料表4級から5級適用者7.77%、1級から 3級適用者4.77%、再任用職員2.5%それぞ れ減額(国の要望による減額)

### 2 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成25年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
水巻町			
団体平均	45.2 歳	353,532 円	520,694 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

### 3 職員の手当の状況

#### ア 期末手当・勤勉手当

水巻町(水道事業)		水道事業(団体平均)	
1人当たり平均支給額(平成24年度)	1,323 千円	1人当たり平均支給額(平成24年度)	1,476 千円
(平成24年度支給割合)			
期末手当	2.60 月分	勤勉手当	1.35 月分
( 1.45 )月分	( 0.65 )月分		
(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%			

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

#### イ 退職手当（平成25年4月1日現在）

水 巻 町			水道事業 (団体平均)		
(支給率)	自己都合	勲奨・定年	(支給率)	自己都合	勲奨・定年
勤続20年	23.030 月分	28.7875 月分	勤続20年	23.030 月分	28.7875 月分
勤続25年	32.830 月分	38.9550 月分	勤続25年	32.830 月分	38.9550 月分
勤続35年	46.550 月分	55.8600 月分	勤続35年	46.550 月分	55.8600 月分
最高限度額	55.860 月分	55.8600 月分	最高限度額	55.860 月分	55.8600 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
(定年前早期退職特例措置 2~20%加算 )			(定年前早期退職特例措置 2~20%加算 )		
1人当たり平均支給額	該当無し		1人当たり平均支給額	14,889 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成24年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当 平成21年度より廃止

エ 特殊勤務手当 平成18年度より廃止

オ 時間外勤務手当

支給実績 (平成24年度決算)	1,229 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	205 千円
支給実績 (平成23年度決算)	891 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成23年度決算)	223 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成25年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 (平成24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成24年度決算)
扶養手当	配偶者13,000円、他の扶養親族6,500円、配偶者無扶養の第1子は11,000円。満15歳に達する日後の最初の年度始め～満22歳に達する日以後の年度末までの子1人につき、5,000円加算。	同じ	-	346 千円	115,333 円
住居手当	借 家 借家などの住居にかかる費用を負担している職員に対して月額27,000円を限度に支給。 持 家 住居を所有する世帯主である職員に対して月額3,000円を支給。	同じ	-	469 千円	117,300 円
通勤手当	交通機関利用者 交通機関を利用している職員に対してはその運賃等に応じ、最高55,000円を限度に支給。 交通用具利用者 自家用車等を利用している職員に対しては、その通勤距離に応じ、月額3,600円～9,100円を支給。	同じ	-	119 千円	29,850 円
管理職手当	課長・主幹職 月 給料月額15% 課長補佐職 月 給料月額11%	同じ	-	0 千円	0 円

## 9 職員福利厚生事業の状況

### (1) 健康診断等

区分	対象者	受診者数
定期健康診断(年1回)	全職員(嘱託職員含む)	161人

### (2) 健康に関する研修会、カウンセリング等

- メンタルヘルス研修会(年1回)      25年度実施「知っているようで知らない糖尿病について」  
24年度実施「お酒との上手な付き合い方」
- 健康相談(保健師)年7回
- 健康相談(産業医)年12回

### (3) 職員厚生会

水巻町職員厚生会は、地方公務員法第42条に基づく職員の福利厚生事業を実施するために条例により設置しているものです。

《会員数》                    171人

《事業内容》

- 福利厚生事業(会費及び町補助金により実施)
- 脳ドック助成、インフルエンザ予防接種補助、同好会助成他
- 慶弔給付事業
- 結婚祝金、出産祝金、死亡弔慰金、入院見舞金他

《平成24年度職員厚生会決算》

(収入)

	決算額(円)
会 費	3,756,085
町補助金等	3,475,830
繰 越 金	1,795,668
福祉協会補助金	1,510,000
雑 収 入	79,143
合 計	10,616,726

(支出)

	決算額(円)
福祉協会等負担金	4,419,748
福利厚生事業費	2,173,219
慶弔給付事業	1,510,000
事務費	340,425
予備費	0
合 計	8,443,392